

【会議録】

実施日時：令和元年10月15日（火）9:30 から 11:00

会議名	令和元年度越谷市労働報酬等審議会 第2回会議	実施場所	越谷市中央市民会館 5階 特別会議室
件名／議題	1 開会 2 議事 (1) 協議事項 ① 業務委託等に係る労働報酬下限額について 3 その他 4 閉会		
出席者等	出席委員 田中委員、渡邊委員、丸藤委員、山下委員、村上委員 事務局 小田総務部長 契約課：高橋課長、和田副課長、松沢主任、瀧口主事		
会議資料	・会議次第 ・越谷市労働報酬等審議会 委員名簿 ・業務委託等に係る労働報酬下限額について【資料1】		
内容	別紙 会議録（要旨）のとおり		

合意・決定事項等

- ・業務委託等に係る労働報酬下限額について、985円として答申することとする。
- ・付帯意見の1つとして、平成30年度答申の付帯意見である「労働報酬下限額を適用している各地方公共団体の労働報酬下限額と、設定しようとする際に現に発効している最低賃金（以下「最低賃金」という。）との比率の平均を算出し、当該比率を最低賃金に乗じて得た額等を参考に本市の労働報酬下限額を検討する。」の下線部分を「や会計年度任用職員の額等」に読み替える。
- ・付帯意見の2つ目として、業務委託の労働報酬下限額において、職種別の設定について検討を進める。

第2回会議 会議録（要旨）

（1）協議事項

① 業務委託等に係る労働報酬下限額について

【事務局からの説明】

審議するにあたり、参考資料の説明をする。

- ・最低賃金の状況は、埼玉県で28円引き上げをし926円となっている。
- ・臨時職員の賃金状況については、960円となっている。任用形態の変更により今後改定される可能性がある。
- ・公契約条例導入自治体の下限額と最低賃金の比率の平均を当てはめると969円となる。
- ・今年度の下限額に最低賃金の上昇額28円を足すと988円となる。

【労働報酬下限額についての意見等】

- ・地方公務員法の改正により、考慮要素でもある現在の臨時職員が来年4月に会計年度任用職員に移行するにあたり、賃金体系も大きく変わる。
- ・会計年度任用職員の賃金を勘案した場合、地域手当分を入れないと987円、越谷市の地域手当を加算すると1,046円となる。埼玉県でも1,018円が最低の時給となる。
- ・昨年の業務委託の関係で賃金の調査をしていると思うが、最低の額と平均の額があれば教えていただきたい。

（事務局回答）

賃金額の平均値としては932円。最低の賃金額が898円、これは昨年度の埼玉県の最低賃金と同額となる。

- ・臨時職員と業務委託を請負った人が同じ場所で仕事をする際、同一労働、同一賃金、働き方改革という考えからも賃金差があまりにもあると良くないと考える。
- ・会計年度任用職員制度というのは公務労働の価値をある程度の水準を決めるということなので、それを余りにも逸脱するような内容は、公共サービスを提供するという意味ではよろしくないと思われる。
- ・会計年度任用職員の賃金は1,000円を超えてくることが考えられるが、すぐに1,000円ということは事業所の負担が相当大きいため、できるだけそれに近づけた数字を一定の基準に沿って設定したほうがいいのではないかと考える。
- ・事業者側の負担を勘案し、地域手当を加味しながらも、事業者にも配慮し990円程度が適当ではないかと考える。

- ・試算で最低賃金に全自治体平均割合を加味したものが969円。現在の下限額から最低賃金の上昇を加味すると990円程度のため、970、980、990円という金額が考えられる。
- ・最低賃金と同じ上昇率で上昇し全自治体平均割合で試算した場合、令和3年には998.9円となる。早急に1,000円というような世論も多く、やはり1,000円という金額を念頭に置きながら考える必要がある。いきなり1,000円は厳しい面があると思われるため、980円ではどうか。
- ・980円でもいいと思うが、地域手当が入り、1,000円としていくことを想定した場合、980円にプラスアルファした方が良く考える。段階的にとという意味では5円単位というのものもある。
- ・当市は10円刻みでこれまでは動いていたが、他の自治体では5円単位はもとより、1円単位で下限額を決めているというところもある。
- ・最低賃金が都道府県単位で決まるため、人材確保というところの問題も考慮する必要がある。
- ・下限額自体が想定範囲内におさまる必要は他方であると思う。980円とか990円という水準は、想定範囲なのであろうとは考える。
- ・東京都に近いところは人員が全部そちらに流れる。近隣の各市町村にとっては、最低賃金の格差が大きな問題になっており、都内の最低賃金が1,000円を超えてきているため、人材確保の観点からも、都内と同レベルにすることを考慮していく必要があると考える。
- ・議論を踏まえると、980円か985円かというところの判断になるのではないかとと思われる。
 - ・人材確保、業者の負担、想定範囲内でもあることも踏まえて考えると985円とすることも十分合理的と考えるがいかがか。

(各委員から賛同の意見あり)

【その他の意見等】

- ・付帯意見として、平成30年度答申の付帯意見にある労働報酬下限額を議論する上での考慮対象に会計年度任用職員の賃金水準も含めることを明確にする記載としてほしい。
- ・付帯意見として、業務委託における労働報酬下限額について、職種別の設定の検討を進めてほしい。
- ・次回審議会時に公契約対象案件の事業者及び労働者に対するアンケート調査の結果を示してほしい。